

# 平成 30 年第 5 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

## 議 案

### 議案第 116 号

#### 佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について (議案書 1 ページ)

平成 30 年 10 月 5 日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条及び第 2 条による改正）

- ① 職員の給料について、平成 30 年 4 月 1 日に遡り、若年層に重点を置いた改定（行政職給料表の改定）を行い、平均 0.216%引き上げる（第 1 条の改正による第 5 条の別表第 1 改正関係）。
- ② 職員の平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第 1 条の改正による第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号改正関係）。

#### 【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	0.900 月	0.900 月	0.000 月
	12 月期	<b>0.900 月</b>	<b>0.950 月</b>	0.050 月
	計	1.800 月	1.850 月	0.050 月
再任用職員	6 月期	0.425 月	0.425 月	0.000 月
	12 月期	<b>0.425 月</b>	<b>0.475 月</b>	0.050 月
	計	0.850 月	0.900 月	0.050 月

- ③ 職員の期末手当及び上記②により改定した勤勉手当について、次の表のとおり、平成 31 年度から 6 月期及び 12 月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第 2 条の改正による第 25 条第 2 項及び第 3 項改正並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号改正関係）。

#### 【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	<b>1.225 月</b>	<b>1.300 月</b>	0.075 月
	12 月期	<b>1.375 月</b>	<b>1.300 月</b>	△0.075 月
	計	2.600 月	2.600 月	0.000 月

再任用職員	6月期	<u>0.650月</u>	<u>0.725月</u>	0.075月
	12月期	<u>0.800月</u>	<u>0.725月</u>	△0.075月
	計	1.450月	1.450月	0.000月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6月期	0.900月	<u>0.925月</u>	0.025月
	12月期	<u>0.950月</u>	<u>0.925月</u>	△0.025月
	計	1.850月	1.850月	0.000月
再任用職員	6月期	0.425月	<u>0.450月</u>	0.025月
	12月期	<u>0.475月</u>	<u>0.450月</u>	△0.025月
	計	0.900月	0.900月	0.000月

- (2) 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正（第3条による改正）

国民健康保険診療所の医師の給料について、平成30年4月1日に遡り、医療職給料表の改定を行う（第2条の別表第1改正関係）。

- (3) 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条による改正）

① 特定任期付職員の給料について、給料表の改定を行う（第7条第1項の表改正関係）。

② 特定任期付職員の期末手当について、次の表のとおり、平成31年度から支給月数を引き上げる（第8条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	<u>1.650月</u>	<u>1.675月</u>	0.025月
12月期	<u>1.650月</u>	<u>1.675月</u>	0.025月
計	3.300月	3.350月	0.050月

- (4) 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条による改正）

① 市議会議員の平成30年12月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第5条の改正による第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.575月	1.575月	0.000月
12月期	<u>1.725月</u>	<u>1.775月</u>	0.050月
計	3.300月	3.350月	0.050月

- ② 上記①により改定した市議会議員の期末手当について、次の表のとおり、平成31年度から6月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第6条の改正による第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.575月	<u>1.675月</u>	0.100月
12月期	<u>1.775月</u>	<u>1.675月</u>	△0.100月
計	3.350月	3.350月	0.000月

- (5) 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第7条及び第8条による改正）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、上記（4）の市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定と同様の改定を行う（第7条の改正による第7条改正及び第8条の改正による第7条改正関係）。

（例規集第1巻 27400 ページ、27900 ページ、  
28100 ページ、第4巻 66800 ページ）

（担当課：総務課）

**議案第117号**

**佐伯市議会議員及び佐伯市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について**

（議案書10ページ）

市議会議員及び市長の選挙に立候補しやすい環境を整備し、有権者の政治への参加意識を高めるため、当該選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費の公費負担の限度額を引き上げ、並びに市長の選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担とし、並びに公職選挙法の一部改正に伴い市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担としようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の改正

選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額について、次の表のとおり改める（第1条による改正の第4条改正関係）。

公費負担の対象		公費負担の限度額	
		改正前	改正後
一般運送契約 ※ハイヤー 一等	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る。)	各日について <b>32,250 円</b>	各日について <b>64,500 円</b>
その他の契約（一般運送契約以外の契約） ※レンタカー等	自動車借入契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る。)	各日について <b>7,900 円</b>	各日について <b>15,800 円</b>
	燃料供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	<b>3,780 円</b> × 選挙運動の日数	<b>7,560 円</b> × 選挙運動の日数
	運転手雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る。)	各日について <b>6,250 円</b>	各日について <b>12,500 円</b>

(2) 選挙運動用ビラの作成を公費負担とする規定の新設

選挙運動用ビラの作成について公費負担とすることとし、その限度額について、次の表のとおり定める（第1条による改正の第6条から第8条までの追加及び第2条による改正関係）。

公費負担の対象	公費負担の限度額
市議会議員の選挙におけるビラの作成	作成単価（7.51 円以内）×作成枚数（4,000 枚以内）
市長の選挙におけるビラの作成	作成単価（7.51 円以内）×作成枚数（16,000 枚以内）

- (3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改正  
 選挙運動用ポスターの作成（1枚当たり単価）に係る公費負担の限度額について、次の表のとおり改める（第1条による改正の改正後の第11条関係）。

改正前	$\frac{(525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + \underline{155,250 \text{ 円}})}{\text{ポスター掲示場数}} \approx 992 \text{ 円}$
改正後	$\frac{(525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + \underline{310,500 \text{ 円}})}{\text{ポスター掲示場数}} \approx 1,458 \text{ 円}$

※本市のポスター掲示場数は、333か所（平成30年11月28日現在）

- (4) 施行期日
- ① 上記(2)のうち、市議会議員の選挙におけるビラの作成に係る公費負担に係る規定の追加 ⇒ 平成31年3月1日
  - ② 上記①以外 ⇒ 公布の日

(例規集第1巻1990ページ)

(担当課：選挙管理委員会事務局)

## 議案第118号

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

#### (議案書12ページ)

損害賠償事件の和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 事件名：戸籍事務における不適切な窓口対応に係る損害賠償事件
- (2) 相手方：東京都杉並区和田1丁目47番4号102 福島奈津子
- (3) 事件の概要：平成30年4月27日午後4時40分頃、佐伯市弥生振興局において、相手方が戸籍謄本の交付を請求した際、佐伯市職員が相手方の戸籍の存在を見落とし、事実と異なる説明をしたため、相手方は兵庫県芦屋市に行くことを余儀なくされた。これに伴い、本市は、相手方に対し、大分市（事件当時の居所）から芦屋市までの交通費に相当する損害を与えた。
- (4) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠償金額：28,260円（保険適用なし）  
 上記金額の内訳 交通費 28,260円

(担当課：弥生振興局地域振興課)

## 議案第 119 号

### 特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者の指定について

#### (議案書 13 ページ)

特定公共賃貸住宅及びその他住宅を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

## 議案第 120 号

### 市道路線の認定及び廃止について

#### (議案書 14 ページ)

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 「黒岩線」については、橋梁の架け替えに伴い、当該路線の起点を変更する必要があることから、当該路線を一旦廃止し、改めて「直川黒岩線」として認定する。
- (2) 「日ノ浦線」及び「中浦線」については、各路線の一部について市道として利用されていない箇所があることに伴い、当該各路線の終点を変更する必要があることから、当該各路線を一旦廃止し、改めてそれぞれ認定する。
- (3) 「檜野上城線」については、農道堅田線を市道に移管することに伴い、当該農道の全線を新たに市道として認定する。
- (4) 「小川間庭線」については、農道豊南野津線を市道に移管することに伴い、当該農道の全線を新たに市道として認定する。
- (5) 「園中津留線」については、農道園中津留線を市道に移管することに伴い、当該農道の全線を新たに市道として認定する。
- (6) 「真浦 4 号線」については、市道真浦縦貫 1 号線及び市道真浦縦貫 2 号線を接続する道路を新設することに伴い、当該道路を新たに市道として認定する。
- (7) 「石ノ原線」については、当該路線を林道太田線及び農道（路線名未定）に移管することに伴い、廃止する。
- (8) 「畑野浦佐伯線」については、当該路線を林道（路線名未定）に移管することに伴い、廃止する。

(担当課：用地・管理課)

## 議案第 121 号

### 佐伯市史編さん委員会条例の制定について

#### (議案書 28 ページ)

佐伯市史の編さんを効果的かつ効率的に推進するため、佐伯市史編さん委員会を設置しようとするものである。

#### <条例の主な内容>

- (1) 委員会の所掌事務  
佐伯市教育委員会の諮問に応じ、佐伯市史の編さんの基本方針その他当該編さんに必要な事項に関することについて調査審議する(第2条関係)。
- (2) 委員会の組織  
委員会は、委員 10 人以内をもって組織する(第3条関係)。
- (3) 委員会の委員等
  - ① 委員は学識経験者、各種団体の関係者その他佐伯市教育委員会が必要と認める者のうちから佐伯市教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする(第4条第1項及び第2項本文関係)。
  - ② 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く(第5条第1項関係)。
- (4) 委員会の庶務  
委員会の庶務は、佐伯市教育委員会社会教育課において処理する(第7条関係)。

(担当課：社会教育課)

## 議案第 122 号

### 工事請負契約の締結について(平成 30 年度かまえこども園(仮称)新築(建築主体)工事)

#### (議案書 30 ページ)

平成 30 年度かまえこども園(仮称)新築(建築主体)工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 要件設定型一般競争入札(事後審査型)
- (2) 工期 平成 31 年 11 月 29 日まで
- (3) 予定価格 472,266,720 円(税抜き 437,284,000 円)
- (4) 最低制限価格 425,040,048 円(税抜き 393,555,600 円)
- (5) 入札業者及び入札金額(消費税及び地方消費税を含まない金額)

入札業者	入札金額	備考
セキ・谷川特定建設工事共同企業体	393,555,600 円	くじにより落札
菅・佐々木特定建設工事共同企業体	393,555,600 円	
森田・疋田特定建設工事共同企業体	—	辞退

- (6) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）  
 大分市大字佐賀関4の3341番地の4  
 セキ・谷川特定建設工事共同企業体  
 代表構成員 株式会社セキ土建  
 代表取締役 嵯峨雄二 425,040,048 円  
 （落札率：90.00%）

【その他参考事項】

- (1) 工事の概要
- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造平家建て
  - ② 延べ床面積 1,488.59 m<sup>2</sup>  
 （内訳：園舎 1,461.83 m<sup>2</sup>、屋外倉庫 26.76 m<sup>2</sup>）
  - ③ 施設の定員（予定） 120 人
  - ④ 施設の概要 保育室（5室）、遊戯室・多目的ホール、子育て支援スペース、事務室、調理室等
- (2) 工事費の財源内訳

（単位：円）

工事費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
425,040,048	425,000,000	40,048

（担当課：こども福祉課）

**議案第 123 号**

**佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について  
 （議案書 36 ページ）**

佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

**議案第 124 号**

**佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について  
 （議案書 37 ページ）**

佐伯市佐伯児童館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）



## **議案第 125 号**

### **佐伯市弥生児童館の指定管理者の指定について**

**(議案書 38 ページ)**

佐伯市弥生児童館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

## **議案第 126 号**

### **佐伯市弥生地域子育て支援センターの指定管理者の指定について**

**(議案書 39 ページ)**

佐伯市弥生地域子育て支援センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

## **議案第 127 号**

### **佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について**

**(議案書 40 ページ)**

佐伯市蒲江児童館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

## **議案第 128 号**

### **さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について**

**(議案書 41 ページ)**

さいき元気っ子クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

## **議案第 129 号**

### **にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について**

**(議案書 42 ページ)**

にじの丘児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 130 号**

#### **切畑児童クラブの指定管理者の指定について**

**(議案書 43 ページ)**

切畑児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 131 号**

#### **めだか児童クラブの指定管理者の指定について**

**(議案書 44 ページ)**

めだか児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 132 号**

#### **なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について**

**(議案書 45 ページ)**

なおかわ児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 133 号**

#### **佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について**

**(議案書 46 ページ)**

佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 134 号**

#### **佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 47 ページ)**

佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 135 号**

**佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ、佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 48 ページ)**

佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ、佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 136 号**

**佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウス及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 49 ページ)**

佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウス及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 137 号**

**佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 50 ページ)**

佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

### **議案第 138 号**

**佐伯市東老人憩の家ほか 16 老人憩の家の指定管理者の指定について**

**(議案書 51 ページ)**

佐伯市東老人憩の家ほか 16 老人憩の家の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 139 号**

##### **佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について (議案書 53 ページ)**

佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 140 号**

##### **佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について (議案書 54 ページ)**

佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 141 号**

##### **佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について (議案書 55 ページ)**

佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 142 号**

##### **佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について (議案書 56 ページ)**

佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 143 号**

##### **佐伯市国民健康保険鶴見診療所及び佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターを併せて管理する指定管理者の指定について (議案書 57 ページ)**

佐伯市国民健康保険鶴見診療所及び佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 144 号**

**佐伯市国民健康保険米水津診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 58 ページ)**

佐伯市国民健康保険米水津診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 145 号**

**佐伯市国民健康保険因尾診療所及び佐伯市本匠高齢者生活福祉センターを併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 59 ページ)**

佐伯市国民健康保険因尾診療所及び佐伯市本匠高齢者生活福祉センターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

#### **議案第 146 号**

**佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定について**

**(議案書 60 ページ)**

佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

## 専決処分の報告

### 報告第 22 号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 61 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 30 年 11 月 6 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市鶴谷町 2 丁目 1 番 10 号で発生した物損事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：大分市大字一木 1727 番地 162  
学校法人文理学園 理事長 菅貞淑
- (3) 事件の概要：平成 30 年 6 月 10 日午後 5 時 15 分頃、佐伯市鶴谷町 2 丁目 1 番 10 号において、隣接する本市が管理する濃霞山公園から落下した樹木が、相手方が所有する日本文理大学附属高等学校のホームテッド文理寮の給水タンクを破損した。
- (4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠 償 金 額：32,400 円 (保険適用範囲内)  
上記金額の内訳 給水タンク修理費 32,400 円  
(担当課：都市計画課)

### 報告第 23 号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 62 ページ)

報告第 22 号と同様の報告である。

平成 30 年 10 月 23 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市鶴谷町 1 丁目 12409 番地 17 の佐伯市濃霞グラウンド駐車場で発生した車両破損事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：佐伯市 9036 番地 43 大塚省一
- (3) 事件の概要：平成 30 年 9 月 7 日、佐伯市鶴谷町 1 丁目 12409 番地 17 の佐伯市濃霞グラウンドにおいて、佐伯市教育委員会臨時職員が草刈作業中に刈払機で小石を跳ね、同グラウンドの敷地内の駐車場に駐車中の相手方が所有する自動車のリアガラスを破損した。

(4) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償金額：78,548 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 78,548 円

(担当課：体育保健課)

## 報告事項

### 第 25 号報告

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 63 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

(1) 専決処分日：平成 30 年 11 月 14 日

(2) 事故の場所：佐伯市宇目大字南田原 1224 番 4 付近の県道日之影字目線

(3) 相手方：佐伯市宇目大字南田原 1951 番地 磯貝節美

(4) 事故の概要：平成 30 年 7 月 20 日午後 3 時頃、佐伯市宇目大字南田原 1224 番 4 付近の県道日之影字目線において、佐伯市コミュニティバス（宇目デマンド線）運行業務委託先運転手が業務上、市有コミュニティバスを運転していたところ、小石を跳ね、対向車線を走行していた相手方が所有する自動車のフロントガラスを損傷させた。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：137,628 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 128,628 円

代車費用 9,000 円

(担当課：地域振興課)

## 第 26 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 65 ページ)

第 25 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成 30 年 10 月 31 日
- (2) 事故の場所：佐伯市鶴見大字沖松浦の林道松浦有明線
- (3) 相手方：佐伯市大字堅田 4049 番地 和田尚也
- (4) 事故の概要：平成 30 年 3 月 22 日午前 9 時 30 分頃、佐伯市鶴見大字沖松浦の林道松浦有明線（起点から約 1 キロメートル付近の地点）において、佐伯市臨時職員が職務上、市有自動車を運転し、当該林道の路肩に駐車しようとして後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で停車中の相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の左側前部バンパー及びヘッドライトを損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：158,510 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	車両修理費	123,510 円
	代車費用	35,000 円

(担当課：農林水産総務課)

## 第 27 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 67 ページ)

第 25 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成 30 年 9 月 7 日
- (2) 事故の場所：佐伯市大字鶴望 2830 番地 1 付近の交差点
- (3) 相手方：佐伯市大字鶴望 2940 番地 シャーメゾン鶴望 101  
木下裕司
- (4) 事故の概要：平成 30 年 6 月 28 日午後 3 時 20 分頃、佐伯市大字鶴望 2830 番地 1 付近の交差点において、佐伯市嘱託職員が職務上運転する市有自動車赤信号により停車していた際、眼鏡を拭こうと下を向いたところ、ブレーキの踏込みが緩んだため、当該市有自動車が前進し、前方で停車中の相手方が所有する自動車に追突し、当該自動車の後部バンパーを損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：85,241 円（保険適用範囲内）



上記金額の内訳 車両修理費 85,241 円

(担当課：高齢者福祉課)

## 第 28 号報告

### 債権の放棄について

(議案書 68 ページ)

次の表に掲げる非強制徴収債権について、佐伯市債権管理条例第 15 条第 1 項の規定により放棄したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

【放棄した債権の金額及び件数並びに債権を放棄した事由】

(上段：金額 (円)、下段：件数)

債権名	金額	件数	放棄した事由 (条例第 15 条第 1 項)			
			第 2 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
			行方不明	破産等	生活困窮	強制執行
情報ネットワーク施設 使用料	21,140	1			21,140	
					1	
生活保護法 第 78 条の 徴収金	5,604,821	2			5,604,821	
					2	
市営住宅の 家賃等	1,938,500	1				1,938,500
						1
水道料金	2,720,293	12	2,698,890	21,403		
			8	4		
簡易水道料 金	100,490	4	100,490			
			4			
計	10,385,244	20	2,799,380	21,403	5,625,961	1,938,500
			12	4	3	1

(担当課：全般的な事項については収納課、個別の債権に係る事項については情報推進課、社会福祉課、建築住宅課及び営業課)